東京大学大学院理学系研究科規則

昭和４０年５月１８日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院理学系研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び各専攻会議の議を経て、これを定める。

（教育研究上の目的）

第１条の２　本研究科は、自然界の真理の根本的理解に向けて、知を創造し、発展させ、それを継承することを教育研究の不変の目的として定め、次代を担う学究の徒に理学の理念と方法論を教授し、未知の問題に対する解決の知恵と手段を備えた独創性豊かな国際的人材を養成する。

２　各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（学期）

第１条の３　学年を４学期に分ける。

２　各学期の期間は、学則第４１条第３項により別に定められるところによる。

（修士課程の修了要件）

第２条　修士課程の修了要件は、学則第５条第１項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（博士後期課程の修了要件）

第３条　博士後期課程の修了要件は、学則第６条第１項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を２０単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1)　修士課程又は専門職学位課程に２年以上在学し当該課程を修了した者　１年

(2)　修士課程又は専門職学位課程に１年以上２年未満在学し当該課程を修了した者　修士課程又は専門職学位課程における在学期間を含めて３年

(3)　学則第１６条第２項第７号及び第８号の規定により入学した者　１年

（特別審査）

第４条　教育会議は、前条のただし書の特例を審議するときは、次条の特別審査委員会を設

け、その審査に当たるものとする。

２　前項の特別審査については、専攻長より教育会議に提議するものとする。

（特別審査委員会）

第５条　特別審査委員会は、本学学位規則第７条に定める審査委員会のほかに研究科長の指名する必要な審査委員若干名を加えたものとする。

（教育課程）

第６条　各専攻の授業科目の履修及び単位については、別表の定めるところによる。ただし、教育会議及び各専攻会議の議を経て、別段の定めをすることができる。

２　授業科目の単位数は、講義については１５時間、演習（輪講を含む。）については３０時間、実験又は実習については４５時間の授業時間をもって１単位とする。

３　学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第２条第７項に定めるところにより、教育会議の議を経て、これを認めることができる。細則については別に定める。

（履修方法）

第７条　学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第８条　修士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、これを修士課程の単位とすることができる。

(1)　学部及びグローバル教育センターの科目（修得単位数については、別に定める。）

(2)　他の専攻、研究科又は教育部の科目

第９条　博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、これを博士後期課程の単位とすることができる。

(1)　学部及びグローバル教育センターの科目（修得単位数については、別に定める。）

(2)　修士課程の科目

(3)　他の専攻、研究科又は教育部の科目

(4)　修士課程で超過して修得した１０単位以内の科目

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第１０条　学則第１２条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目届・受験届）

第１１条　学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届出なければならない。

（試験）

第１２条　試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は、平常の成績又は報告を

もって試験に代えることができる。
２　前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。
（学位論文）
第１３条　学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。
（最終試験）
第１４条　最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。
２　最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。
（学位の授与）
第１５条　学則第５条第１項に定める修了要件を満たした者には、修士（理学）の学位を授与する。
第１６条　学則第６条に定める修了要件を満たした者には、博士（理学）の学位を授与する。
（入学資格）
第１７条　修士課程に入学することのできる者は、学則第１６条第１項（第８号を除く。）の定めるところによる。
２　博士後期課程に入学することのできる者は、学則第１６条第２項各号の定めるところによる。
３　前項の場合において、学則第１６条第２項第７号及び第８号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。
（再入学）
第１８条　修士課程又は博士後期課程を中途退学した者で、当該課程に再入学を志願する者については、学年の初めに限り、教育会議の議を経て、入学を許可することができる。
２　再入学者は退学前の所属した専攻に所属するものとする。
３　再入学者の修業年限は、教育会議の議を経て、これを定める。
（転入学及び転科）
第１９条　学則第２３条に定める転入学及び第２４条に定める転科の受入れについては、別に定める。
（特別研究学生）
第２０条　学則第３２条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。
２　前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。
（大学院研究生）
第２１条　大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。
附　則

1　この規則は、平成８年４月１日から施行する。
2　平成８年３月３１日以前に第１種課程の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成８年４月１日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

附　則

1　この規則は、平成８年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成９年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

この規則は、平成９年１０月２１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成１０年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１１年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則（抄）

1　この規則は、平成１３年７月１０日から施行し、改正後の東京大学大学院学則の規定は平成１３年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月２０日から施行する。

附　則

この規則は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２０年１０月３日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２０年１０月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年７月２７日から施行し、改正後の東京大学大学院理学系研究科規則の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２４年６月２８日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２６年５月１２日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年９月１６日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、令和８年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

別表 理学系研究科専攻授業科目表

沿革

東京大学大学院理学系研究科規則

体系情報

□第３編　学務
　▽第２章　大学院

沿革情報

◆昭和４０年０５月１８日　　評議会可決
◇昭和４１年０４月０１日
◇昭和４２年０４月０１日
◇昭和４３年０４月０１日
◇昭和４４年０４月０１日
◇昭和４５年０４月０１日
◇昭和４６年０４月０１日
◇昭和４７年０４月０１日
◇昭和４８年０２月２０日
◇昭和４９年０４月０１日
◇昭和４９年１０月３０日
◇昭和５０年０４月０１日
◇昭和５１年０３月１６日
◇昭和５２年０４月０１日
◇昭和５３年０４月０１日
◇昭和５４年０４月０１日
◇昭和５４年０４月１７日
◇昭和５５年０４月０１日
◇昭和５６年０４月２０日
◇昭和５８年０４月０１日
◇昭和５９年０４月０１日
◇昭和６０年０４月０１日
◇昭和６１年０４月０１日
◇昭和６２年０４月０１日
◇昭和６３年０４月０１日

◇平成０１年０４月０１日
◇平成０２年０４月０１日
◇平成０３年０４月０１日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０５年０４月０１日
◇平成０６年０４月０１日
◇平成０６年０４月１９日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０７年１１月２１日
◇平成０８年０４月０１日
◇平成０９年０４月０１日
◇平成０９年１０月２１日
◇平成１０年０４月０１日
◇平成１１年０４月０１日
◇平成１２年０３月２１日
◇平成１３年０４月０１日
◇平成１３年０７月１０日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１５年０４月０１日
◇平成１５年０９月２６日
◇平成１６年０４月２０日
◇平成１６年０８月３０日
◇平成１７年０２月０８日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０３月０１日
◇平成１９年０２月２０日
◇平成２０年０２月１９日
◇平成２０年１０月０３日
◇平成２１年０３月１３日
◇平成２２年０３月３１日
◇平成２２年０７月２７日
◇平成２３年０３月３０日
◇平成２３年０６月０１日
◇平成２４年０３月２７日
◇平成２４年０６月２８日

◇平成２５年０３月２７日
◇平成２６年０２月２４日
◇平成２６年０５月１２日
◇平成２６年０９月１６日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２８年０３月１６日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成２９年０２月０６日
◇平成３０年０２月１５日
◇平成３１年０２月２６日
◇令和０２年０１月２７日
◇令和０３年０３月１６日
◇令和０４年０２月０１日
◇令和０５年０２月０８日
◇令和０６年０２月２８日
◇令和０７年０１月２８日
◇令和０８年０１月２３日